

飲食店の規制

有効期間：7月13日まで（随時延長）

関連領事メール：210

店内飲食時間	客の条件	従業員の条件	一卓の上限人数	その他
午前5時から 午前0時まで	<ul style="list-style-type: none"> 「LeaveHomeSafe」使用 3回のワクチン接種（2回目のワクチン接種から6か月以上経過している場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 3日ごとに迅速抗原検査を実施 2回のワクチン接種（ワクチンパス） 	8人 宴会は120名まで	65歳以上15歳以下の方、障がいのある方等は、「LeaveHomeSafe」の使用に代わって所定の用紙を記入することができる。また、15歳以下の方は、同伴する大人が「LeaveHomeSafe」を利用すれば、所定の様式による個人情報の登録は免除される。

（出典） <https://www.info.gov.hk/gia/general/202206/27/P2022062600402.htm>

その他の規制

有効期間：7月13日まで（随時延長）

関連領事メール：210

営業条件	対象施設
営業停止	—

- ・マスク着用義務：公共の場所、交通機関（5月5日から、郊外公園の野外エリアや市中の野外運動施設での運動時のマスク着用義務を撤廃）（5月19日から、屋内運動施設やジムでの運動時のマスク着用義務を撤廃）
- ・集団制限：公共の場所では4人までに制限される。
- ・グループツアーは30名までに限定して再開。参加者にはワクチンパスが適用される。参加者全員がツアー当日に迅速抗原検査を実施し、結果が陰性であれば、上限を100名まで引き上げることが可能。

	第一段階	第二段階	第三段階
時期	2月24日から4月29日	4月30日から5月30日	5月31日
対象年齢	12歳以上	12歳以上	12歳以上
対象措置	1回のワクチン接種	12歳以上17歳以下：2回のワクチン接種（※1） 18歳以上：2回のワクチン接種	12歳以上17歳以下：3回のワクチン接種（※2） 18歳以上：3回のワクチン接種（※2）
対象施設	飲食店、バー、サウナ、パーティールーム、ナイトクラブ、カラオケ店、麻雀店、クルーズ船、飲食施設、ゲームセンター、ジム、遊技場、娯楽施設、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、クラブハウス、スポーツ施設、水泳プール、ホテル、ゲストハウス、イベント施設、学校、図書館などの文化施設や娯楽施設、宗教施設、ショッピングモール、百貨店、スーパーマーケット、街市、理美容店。ホテル又はゲストハウスは従業員のみを対象とする。	第一段階に同じ	第一段階に同じ

※1：1回目のワクチン接種から6か月以上経過している場合

※2：2回目のワクチン接種から6か月以上経過している場合

○免除対象者（1）12歳未満の子ども（2）健康上の理由でワクチン接種できないことを示す医師による証明書を保有する者（3）飲食店において飲食を持ち帰りで購入もしくは受け取るだけの者（4）物品の配達又は受け取りするだけの者（5）修理を行う者（6）ワクチンを接種又は治療を行う者、又は特定の検査を受ける者（7）重要な政府サービスを受ける者（8）法的手続きに関わっている者（9）その他合法的な権威又は合理的な事情を有する者

○提示方法 “安心出行 LeaveHomeSafe” などのアプリに内蔵されたQRコードの提示または、紙のワクチン接種証明記録上のQRコードの提示。

○QRコードの記載ない域外のワクチン接種証明書や、健康上の理由でワクチン接種できないことを示す医師による証明書を係員に提示する場合は、氏名、電話番号、訪問日時を特定の用紙に記入する。大人が同伴していない12歳未満の子供の場合も各施設の責任者保存用に特定用紙の記入が求められる。

（出典）<https://www.info.gov.hk/gia/general/202203/20/P2022032000438.htm>

（香港政府ワクチンパス専用サイト）<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/vaccine-pass.html>

香港入境時の義務的検疫措置等について

対象国	非ワクチン完全接種者	ワクチン完全接種者
日本を含む全ての国（中国本土、マカオ及び台湾を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ●香港行きの旅客便への搭乗を認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテルにおいて 7 日間または 14 日間の義務的検疫 ●義務的検疫期間中に迅速抗原検査を毎日実施し、5 日目、9 日目及び 12 日目に義務的ウイルス検査を実施 <p style="text-align: center;">（7 日間の義務的検疫を選択する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5 日目の義務的ウイルス検査、6 日目及び 7 日目の迅速抗原検査の結果が陰性であれば、義務的検疫を終えることが可能 ●義務的検疫後 7 日間の自己観察 ●9 日目及び 12 日目の検査は地区検査センター等で実施
中国本土、マカオ	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテル以外の滞在先で 14 日間の義務的検疫 ●5 日目及び 12 日目に地区検査センター等で義務的ウイルス検査 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテル以外の滞在先で 7 日間の義務的検疫 ●5 日目及び 12 日目に地区検査センター等で義務的ウイルス検査 ●義務的検疫後 7 日間の自己観察
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテルにおいて 14 日間の義務的検疫 ●義務的検疫期間中に迅速抗原検査を毎日実施し、5 日目及び 12 日目に義務的ウイルス検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテルにおいて 7 日間または 14 日間の義務的検疫 ●義務的検疫期間中に迅速抗原検査を毎日実施し、5 日目 9 日目及び 12 日目に義務的ウイルス検査を実施 <p style="text-align: center;">（7 日間の義務的検疫を選択する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5 日目の義務的ウイルス検査、6 日目及び 7 日目の迅速抗原検査の結果が陰性であれば、義務的検疫を終えることが可能 ●義務的検疫後 7 日間の自己観察 ●9 日目及び 12 日目の検査は地区検査センター等で実施

（出典） <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html>

(補足情報)

●12歳未満の子どもについて

・ワクチン完全接種者が帯同する12歳未満の子供は入境可能。

(出典) <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html#AccompaniedChildren>

●「ワクチン完全接種者」について

・ワクチン完全接種者とは、ワクチン接種を定められた回数終え、かつ最終接種日から14日間経過した者を指す。香港域外でワクチンを接種した場合に接種済と認められるワクチンは以下のリストのとおり。

(出典) https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf

※なお、複数回接種を持って完全接種と見なされるワクチンについては、原則、同一の種類 of ワクチンを接種する必要があります(必要な接種回数については、上記リストを御参照ください)。他方、以下のケースに該当し、日本において、1回目と2回目で異なる新型コロナワクチンを接種(交接種)した場合、入境時に当館が発行した書簡(※)を提示することでワクチン完全接種者と認められます。同書簡を印刷の上、ワクチン接種証明書と共に係員に御提示ください。

- ・1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたこと等により、医師が医学的見地から、2回目に同一のワクチンを接種することが困難であると判断した場合
- ・国内のワクチン流通の減少や接種を受ける方の転居等により、1回目と2回目で同一のワクチンを接種することが困難な場合

(※)(上記ケースに該当し、交接種した場合に入境時に提示する書簡) <https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/100338325.pdf>

●特定のワクチンを1回接種した者等に対する入境条件について(関連領事メール:138)

・12歳から17歳までの復星医薬/BioNTech製ワクチン(コミナティ)を1回接種した者: ワクチン接種から14日経過していれば、航空機搭乗や検疫の条件がワクチン完全接種者と同等となる。

・健康上の理由でワクチン接種が不相当な者: ワクチン接種が不相当であるとの医師の証明があれば、航空機への搭乗が可能。入境後に指定検疫ホテルで義務的検疫を行う。

・特定のワクチンを1回接種した香港居民で、健康上の理由で2回目の接種が不相当な者: 2回目の接種が不相当であるとの医師の証明があれば、航空機への搭乗が可能。入境後に指定検疫ホテルで義務的検疫を行う。

(出典) <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html#quarantinemeasures>

●自己観察について

・自己観察とは、1日2回の検温の実施、適切な手洗いの実施、マスクの着用等のことを指し、義務的隔離は必要ない。

(出典) https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring_travellers_ENG.pdf

●Return2hkについて

・香港居民は、過去14日以内に香港、マカオ、中国本土(リスク地区を除く)以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後の義務的検疫が免除となる「Return2hk」スキームを利用することができる。

(出典) <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

●Come2hk について

・ 広東省及びマカオから香港へ入境する非香港居民は、過去 14 日以内にマカオ、広東省以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後の義務的検疫が免除となる「Come2hk」スキームを利用することができる。

(出典) <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/come2hk-scheme.html>

日本－香港－マカオ間の出入境措置

経路	入境資格	出入境措置等	備考
日本 → 香港	ワクチン完全接種者である香港居民（香港 ID 所持者又は長期滞在ビザ等の有効なビザを持つ者）及び非香港居民	<ul style="list-style-type: none"> ●指定検疫ホテルにおいて7日間または14日間の義務的検疫 ●出国前 48 時間以内の PCR 検査陰性証明の取得 ●ワクチン接種証明書の提示 ●指定検疫ホテルの予約票（7 日間または14日間）の提示 	入境した日を1日目としてカウント
日本 → マカオ	現在直通便の運航なし	-	
香港 → 日本	日本国籍者は帰国可能 外国籍者は査証が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●出国前 72 時間以内の PCR 検査陰性証明の取得 ●ワクチン 3 回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機が不要。 	入国翌日を1日目としてカウント
香港 → マカオ	マカオ居民、香港永久居民 ID 保持者及び条件を満たす「非居民外国人」及び一部の非マカオ居民のみ入境可能（※）	<ul style="list-style-type: none"> ●出境前 24 時間以内の PCR 検査陰性証明の取得 ●入境後に 10 日間の医学観察後、17 日目まで自己健康観察を行う（自己健康観察期間は、健康コードが緑になり、通学・通勤及びマスク着用の上、グループ活動への参加が可能）。 ●ワクチン接種証明書の提示（12 歳以上）（18 歳以上については、最後のワクチン接種日から7か月以上経過している場合、ブースター接種が完了していることが必要） <p>（マカオ入境予定日から2か月以内に新型コロナウイルスの感染歴がある者に対する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも 24 時間の間隔を空けて受検した抗原検査又は PCR 検査において、3 回連続で陰性結果を取得した後、少なくとも 14 日経過している必要あり。 <p>（香港国際空港から中国本土及びマカオへの出境する者に対する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出境前8時間以内に香港国際空港において、PCR 検査を実施する必要あり。 	入境翌日の午前6時から1日目としてカウント

マカオ → 香港	14 日以上マカオに滞在していれば入境可能	<ul style="list-style-type: none"> ● 入境後 14 日間の義務的検疫（指定ホテル以外） ● マカオ出境に際し出境前 24 時間以内の PCR 検査陰性証明の提示 ● 香港入境に際し到着予定日の 3 日以内の PCR 検査陰性証明の提示（ワクチン接種完全接種者） ● 義務的検疫期間を 14 日間から 7 日間に短縮。 	入境した日を 1 日目としてカウント
マカオ → 日本	現在直通便の運航なし （香港経由で日本に渡航する場合、上記マカオ→香港の措置に従う）	-	

※非マカオ居民（中国本土、香港及び台湾居民を除く）で入境が可能な場合は、以下のとおり。

●ポルトガル国籍を有し、過去 21 日以内に中国本土、マカオ、香港及びポルトガル以外の場所に滞在歴がない場合

●マカオ居民の配偶者及び未成年の子供は、マカオ政府衛生局に対し、事前申請を行い、承認を得られれば、入境が可能

●非マカオ居民労働者は、非居民労働者としての身分証又は労働目的の入境許可証を持っている場合、又は労働局と警察による承認がある場合は、入境可能。また、非マカオ居民労働者の家族についても、入境可能以上の条件を満たさない場合は、原則、入境が認められていないが、過去 14 日間以内にマカオ、中国本土及び香港（香港非永住者 ID を持っていることが必要）に滞在している場合は、マカオに親族がいる等、特別な条件を備えている場合にのみ、入境可能